

(本社)

業務の運営に関する規則

事業所名 みずほビジネスパートナー株式会社

1. 求人

- (1) 当社は、国内における全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- (2) 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電子メールでも差支えありません。
- (3) 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。

2. 求職

- (1) 当社は、国内における全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- (2) 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に電話、電子メール等でお問い合わせください。
- (3) 求職者からの受付手数料・紹介手数料は一切頂きません。

3. 紹介

- (1) 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- (2) 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- (3) 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。
- (4) いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- (5) 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- (6) 就職が決定しましたら求人された方（及び関係雇用主）から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

- (1) 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、丁寧に対応致します。
- (2) 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が、就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
- (3) 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規則に基づき、適正に取り扱います。
- (4) 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が、当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- (5) 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- (6) 当社の取扱業務の範囲は、国内における全職種です。
- (7) 当社の業務の運営に関する規則は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は職業紹介担当者に詳しくお尋ねください。

令和7年4月1日

代表者 取締役社長 坂口 琢也